

# 経 済 産 業 省

20150226財地第1号

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱を次のとおり制定する。

平成27年3月2日

経済産業大臣 宮沢 洋一

## 地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱

### （通則）

第1条 補助事業者（第7条第1項の規定に基づく補助金交付決定通知書の送付を受け、かつ第8条の規定に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。以下同じ。）に対する地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 補助金は、海外も含めた市場動向に軸足を置いた需要開拓と技術革新を同時に進めていくことで地域を支える中堅・中小企業が新事業を展開する際の実現可能性調査事業に要する経費の一部を国が補助することにより、地域の中堅・中小企業の成長及び地域の戦略産業の創出・育成を促すとともに、地域における産業集積を推進し、もって地域経済全体の引上げを図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 補助事業者は、新事業展開を目的に次に定める要件を満たす者、又は次に定める要件を満たす者で組織された共同体でなければならない。

- ・地域の産業集積に根ざし、地域内の周辺企業から調達した部素材を用いて製品等を生産し、地域外の需要者に製品等を販売する者、又はその計画を有する者。

### （交付の対象及び補助率）

第4条 経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）は、補助事業者が行う新事業展開する際の実現可能性調査事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として経済産業局長等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率、上限額及び下限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、管轄の経済産業局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子申請等)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第11条第2項の規定に基づく実施契約締結の届出、第12条第1項の規定に基づく権利の譲渡若しくは承継の承諾の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の4第1項の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に経済産業局長等宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 経済産業局長等は、第1項の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第10条第1項の規定に基づく承認、第12条第1項の規定に基づく承諾、第13条の規定に基づく指示又は第21条第3項の規定に基づく承認について、補助事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

4 経済産業局長等は、第9条第2項の規定に基づく閲覧要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第4項において準用する場合を含む。）について、補助事業者が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知)

第7条 経済産業局長等は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該

申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 経済産業局長等は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 経済産業局長等は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に経済産業局長等に書面をもって申し出なければならない。

#### (補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、経済産業局長等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### (計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を経済産業局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 経済産業局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業局長等に届け出なければならない。

#### (債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又

は一部を経済産業局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 経済産業局長等が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が経済産業局長等に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が経済産業局長等に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 経済産業局長等は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) 経済産業局長等は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、経済産業局長等が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長等が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を経済産業局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、経済産業局長等の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を経済産業局長等に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を経済産業局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を経済産業局長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、経済産

業局長等は期限について猶予することができる。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 経済産業局長等は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 経済産業局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を経済産業局長等に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに経済産業局長等に報告しなければならない。

- 2 経済産業局長等は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 経済産業局長等は、第10条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 経済産業局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 経済産業局長等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
  - 4 経済産業局長等は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を経済産業局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業効果の状況報告)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度（以下「補助事業完了年度」という。）の終了後5年間、補助事業による効果等について、毎会計年度終了後60日以内に、様式第12による新事業展開事業効果等報告書を経済産業局長等に報告しなければならない。
- 2 経済産業局長等は、第1項の規定について、経済産業局長等が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別 表

補助金の名称	補 助 事 業		補助率	上限額	下限額
	補助対象経費の区分	内 容			
地域イノベーション協創プログラム補助金(新事業展開実現可能性調査事業)	事業費 (1)既存技術の評価 (2)市場調査/リスク・将来性分析 (3)類似製品・特許調査 (4)事業計画作成 (5)規制・認証の調査・取得	中堅・中小企業が国内外で新事業を展開する際のF/S調査に必要な経費 ① 外部の専門機関等への調査委託料 ② 調査にかかる旅費 ③ 外部の専門家等への謝金	1/2以内	1,500万円	100万円



(様式第1)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性  
調査事業）交付申請書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱（20150226財地第1号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容  
別紙（補助事業概要説明書）の補助事業の内容のとおり
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
別紙（補助事業概要説明書）の経費配分総括表のとおり
7. 同上の金額の算出基礎

（注1）申請書には、別紙（補助事業概要説明書）及び次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業により見込まれる効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿（別添様式参照）

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

- ① 名称
- ② 調査の目的（必要な理由）
- ③ 調査の具体的な内容及び方法
- ④ 外部専門機関等及び協力内容

企業の名称	担当責任者	協力内容

- ⑤ 外部専門機関等の選定理由
- ⑥ 調査工程表

調査工程	○月	○月	○月	○月	○月	○月

(2) 補助事業の実施期間

- ① 補助事業の開始（予定）年月日
- ② 補助事業の完了（予定）年月日

(3) 本調査を踏まえて実施する新事業について（分野、事業内容、新規性、周辺企業との協力関係、スケジュール、目標等）

(4) 添付書類

- ① 調査計画書
- ② 事業収支計画書
- ③ 申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ④ 委託先外部専門機関等の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ⑤ 定款又は寄附行為
- ⑥ 決算報告書（直近3年間）

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金	
そ の 他	
補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 経費配分総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			申請者負担額	補助金交付申請額
既存技術の評価 に係る費用				
市場調査／リス ク・将来性分析に 係る費用				
類似製品・特許調 査に係る費用				
事業計画作成に 係る費用				
規制・認証の調査 ・取得に係る費用				
小 計				
そ の 他				
合 計				

(注1)「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。

(注2)「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、別表(第4条関係)「補助対象経費」に掲げる経費とする。

② 経費の内訳（経費の区分ごとの内訳を記載）

A 既存技術の評価に係る費用

（単位：円）

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

B 市場調査／リスク・将来性分析に係る費用

（単位：円）

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

C 類似製品・特許調査に係る費用

（単位：円）

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

D 事業計画作成に係る費用

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

E 規制・認証の調査・取得に係る費用

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

F その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

### 3. その他

#### (1) 域内からの仕入や域外への販売の状況

本補助事業を踏まえて実施する新事業に関連する部門における、直近1年以内の取引実績（上位10社）を記載すること。

##### ①部門名

##### ②仕入実績

(単位：円)

	仕入先名称	仕入先住所	仕入額	比率 (%)
1				
2				
...				
10				

(注) 比率 (%) は、当該部門の全仕入額に対する比率を記載すること。

##### ③販売実績

(単位：円)

	販売先名称	販売先住所	販売額	比率 (%)
1				
2				
...				
10				

(注) 比率 (%) は、当該部門の全販売額に対する比率を記載すること。

#### (2) 地域の産業集積に根ざし、地域企業のネットワークの中核となることを示す事項

- ①地域企業との協力関係の状況（又は協力関係構築の予定）
- ②自社が行う事業の優位性、将来性
- ③新事業展開により見込まれる地域経済への波及効果
- ④その他

#### (3) その他の特記事項（例：自社の強み、受賞歴等（グローバルニッチトップ企業100選、ダイバーシティ経営企業100選 等））

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クニシ ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

経済産業局長等 名

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性  
調査事業）交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

#### 記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱（20150226財地第1号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意



してください。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）計画変更（等）承認申請書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第10条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
（新旧対比）  
別紙の通り
5. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

## 経費配分書（計画変更承認新旧対照表）

（単位：円）

経費の区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金交付申請額		備 考
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
既存技術の評価 に係る費用							
市場調査／リス ク・将来性分析に 係る費用							
類似製品・特許調 査に係る費用							
事業計画作成に 係る費用							
規制・認証の調査 ・取得に係る費用							
小 計							
そ の 他							
合 計							

（注1）「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。

（注2）「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、別表（第4条関係）「補助対象経費」に掲げる経費とする。

（注3）経費の区分については、別紙（様式第1関係）の経費配分総括表に準ずるものとし、変更を行おうとする経費の区分について記入すること。

（注4）「備考」には、経費の区分で変更しようとする額の増減額、割合を記入すること。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性  
調査事業）事故報告書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第1  
3条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性  
調査事業）状況報告書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第1  
4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）実績報告書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 重点的に実施した事項
  - (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決 定 額	実績額
既存技術の評価に係る費用								
市場調査／リスク・将来性分析に係る費用								
類似製品・特許調査に係る費用								
事業計画作成に係る費用								
規制・認証の調査・取得に係る費用								
合 計								

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第7)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性  
調査事業）精算（概算）払請求書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第1  
7条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。





(様式第8)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第16条第1項による額の確定額）                   | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.）                           | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第10)

取得財産等管理明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権（産業財産権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第11)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金(新事業展開実現可能性調査事業) 財産処分承認申請書

地域イノベーション協創プログラム補助金(新事業展開実現可能性調査事業) 交付要綱第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日  
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

(様式第12)

番 号  
年 月 日

経済産業局長等 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

平成 年度地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）新事業展開事業効果等報告書

地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）交付要綱第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

### 1. 事業者の概要

事業者名称			
所在地			
補助対象額 (確定額)	円	補助金額 (確定額)	円
新事業の概要			

### 2. 新事業展開事業効果

(1) 現在の進捗状況（以下の 選択肢より選択）	
①事業化に未着手 ②事業化に着手したが現在は中止 ③事業化に向けた商品開発、販路開拓等を実施中 ④事業化は終了したが現在は中止 ⑤事業化は終了し、事業進行中 ⑥その他	
(2) 進捗状況、事業効果等の 具体的説明	
(3) その他（苦勞した点、課 題となっている点等）	

(注) 前年度3月31日現在の実績を記載のこと。